

川崎市市民ミュージアム観覧料及び特別利用等に関する要綱

令和4年1月28日付け3川市文第930号副市長専決

(目的)

第1条 この要綱は、本市が川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年12月22日条例第45号）（以下「条例」という。）第3条に規定する事業の実施に係る料金の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料)

第2条 市長は、川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）が条例第3条第1号に規定する展示を行うにあたり、会場へ入場しようとする者から、観覧料を徴収することができる。

2 前項の観覧料の額は、1人につき2,000円の範囲内で市長が展覧会ごとに定める。

(特別利用)

第3条 条例第3条第2号に規定する資料等の熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用（以下「特別利用」という。）については、川崎市財産規則（昭和39年4月1日規則第33号）第52条の規定及び次に定めるところにより行うものとする。

2 特別利用をしようとする者は、特別利用申込書（第1号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、特別利用を承認したときは、申請をした者に特別利用承認通知書（第2号様式）を交付する。

4 市長は、特別利用を承認するときは、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 特別利用によって得たもの（以下「模写資料等」という。）を展示し、又は出版物等に掲載するときは、市民ミュージアムの所蔵に係るものであることを適切な方法で表示すること。

(2) 無断で模写資料等の再複製、出版物等への掲載、上映、放送又はこれらに類する行為をしないこと。

(3) 資料等を撮影したときは当該撮影によって得た画像データ等を、模写資料等を出版物等へ掲載したときは当該出版物等を本市に提供すること。

(4) その他市長が必要と認める事項

5 市長は、次に掲げる資料等については、特別利用を承認しない。

(1) 特別利用によって資料等の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるもの

(2) 寄託された資料等で寄託者の同意を得ていないもの

(3) 著作権が存する資料等で著作権者等の同意を得ていないもの

(4) その他市長が特別利用することを不相当と認めるもの

6 特別利用に関する連帯保証人は不要とする。

7 市長は、第2項の承認を受けた者がその条件に違反したとき、又は違反するおそれがある

るとき、その他市長が管理上の支障があると認めるときは、当該承認を取り消し、又は特別利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 8 市長の承認を受けた者は、次に定める区分に応じ、特別利用料を利用期間内に納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

区 分	単 位	特別利用料
熟 覧	1 点 1 日	200円
模 写		1,000円
模 造		1,000円
拓 本		1,000円
撮 影	1 点	300円
原板使用	1 枚	2,000円

- 9 特別利用は、市長の指示に従って行わなければならない。

(受講料及び入場料)

第4条 市長は、条例第3条第3号に規定する事業を行うにあたり、講座、講演会、研究会等に参加しようとする者から受講料を、映写会に入場しようとする者から入場料を徴収することができる。

- 2 前項の受講料及び入場料の額は、市長がその都度定める。

(観覧料等の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは第2条第1項に規定する観覧料、第3条第8項に規定する特別利用料及び第4条第1項に規定する入場料(以下「観覧料等」という。)を次のとおり免除することができる。

(1) 観覧料及び入場料

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設が教育課程に基づく教育活動の場合

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設が当該施設の活動の場合

ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項の規定による戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第3項の規定による被爆者健康手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳等(以下「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けている者(これらの者の介護者を含む。)の場合

(2) 特別利用料

ア 市又は国若しくは他の地方公共団体がその事業の用途に供することを目的とする場合

イ 私立の博物館、美術館、図書館、学校、研究所等がその事業の用途に供することを目的とする場合

ウ 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合

2 市長は、前項の規定によるほか、特別の理由があると認めるときは、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定による観覧料等の減額又は免除を受けようとする場合は、あらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、第1項第1号ウの場合にあつては、身体障害者手帳等の提示をもって、当該申請に代えることができる。また、第1項第2号の場合にあつては、特別利用料減免申請書（第3号様式）を使用するものとする。

(観覧料等、受講料の返還)

第6条 既に支払われた観覧料等及び第4条第1項に規定する受講料は、返還しない。ただし、次に掲げる場合は、市長はその全部又は一部を返還することができる。

(1) 災害その他の事故により当該利用ができない場合 全額

(2) 管理上の必要から入場を禁止し、若しくは制限し、又は特別利用の承認を取り消した場合 全額

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認める場合 市長が認める額

(その他)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

処理欄

(第1号様式)

<h3 style="margin: 0;">特別利用申込書</h3> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p>(あて先) 川崎市長</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">住所 (所在地)</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">氏名 (団体名)</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">(代表者名)</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">(利用責任者名)</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">電話番号</p> <p style="margin-top: 10px;">次のとおり特別利用を申請します。</p>				
資料名又は作品名	点数	利用区分	特別利用料	備考
	点	<input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 拓本 <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 原板使用	円 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除	
	点	<input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 拓本 <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 原板使用	円 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除	
	点	<input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 拓本 <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 原板使用	円 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除	
利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分			
利用目的				
備考 (掲載媒体・放送番組名、利用場所、添付書類等。また、利用期間が複数日にわたる場合は、本欄に記載してください。)				

(第2号様式)

特別利用承認通知書

年 月 日

様

川崎市長

次のとおり特別利用を承認します。

資料名又は作品名	点数	利用区分	特別利用料	備考
	点	<input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 拓本 <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 原板使用	円 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除	
	点	<input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 拓本 <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 原板使用	円 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除	
	点	<input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 拓本 <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 原板使用	円 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除	
利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分			
利用目的				
利用場所				
利用条件等	<ul style="list-style-type: none">・特別利用によって得たもの(模写資料等)を展示し、又は出版物等に掲載するときは、川崎市市民ミュージアムの所蔵に係るものであることを適切な方法で表示すること。・無断で模写資料等の再複製や出版物等への掲載、上映、放送又はこれらに類する行為をしないこと。・資料等を撮影したときは画像データ等を、模写資料等を出版物に掲載したときは当該出版物等を提供すること。・特別利用料を利用期間内に納付すること。・その他 ()			

(第3号様式)

特別利用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住所 (所在地)

氏名 (団体名)

(代表者名)

(利用責任者名)

電話番号

次のとおり特別利用料の減免を申請します。

資料名又は作品名	
利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分
理由	
備考	